4　試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第十四条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十四　略］

（試験研究用等原子炉施設の定期的な評価）

第十四条の二　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二　試験研究用等原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

［項を削る。］

（保安規定）

第十五条　法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四　試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

4　試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（工場又は事業所内の廃棄）

第十四条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十四　同上］

（試験研究用等原子炉施設の定期的な評価）

第十四条の二　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設における保安活動（法第三十五条第一項の保安のために必要な措置をいう。次号において同じ。）の実施の状況の評価を行うこと。

二　試験研究用等原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して三十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二　前号の評価に基づき試験研究用等原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十箇年間の計画を策定すること。

3　試験研究用等原子炉設置者は、前項の措置を採つた日から起算して十年を超えない期間ごとに、前項各号に掲げる措置を採らなければならない。

（保安規定）

第十五条　法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

一　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。

［号を加える。］